

定期監査指摘事項

監査対象機関名	人事財政課地域戦略室	
監査実施年月日	令和元年7月12日（金）	
監査の結果	措置の状況	
<p>千早赤阪村くすのきホール等 ESCO 事業の契約について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大和エネルギーとの契約書には省エネルギー割合が35%となっているが、その割合が確保できているのかを確認すること。 ・令和4年3月までは大和エネルギーが維持管理をし、年間1,944,000円を村が負担することになっている。令和4年3月以降も村で維持管理できる体制を確立すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度までの3カ年は、毎月の対象施設の電気量（料）を大和エネルギーに報告し大和エネルギーが機器の最適化やメンテナンスを行い年度末に年間の目標値に達していない場合は、委託料を減額します。 ・令和4年度以降は、管理資格を持つ業者に委託を行い、適切な維持管理を行います。 	
<p>庁舎建設検討委員会について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員会の開催通知の決裁が村長であったり、副村長であったりと、統一されていない。村として重要な会議ならば村長までの決裁をとること。 ・添付されている開催通知の案が訂正されているが、訂正印が押されていない。また、日付の訂正など、重要な訂正がある場合は起案をやり直すこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・千早赤阪村庁舎建設検討委員会条例どおり、委員会の開催は、村長の諮問に応じ、委員長が委員を招集する形に統一します。 ・今後は訂正印の押印や起案のやり直しを徹底します。 	
<p>千早赤阪村役場新庁舎建設予定地発掘調査業務について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・起工伺いの起案用紙に予算額や繰越明許についての情報が記載されていない。決裁の判断のもとになる情報は記載すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後は起案用紙への記載を徹底します。 	
<p>千早赤阪村庁舎移転に係る引越し運搬業務について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務の起工伺いが作成されていない。 ・65万円の契約となっているが、決裁が課長までとなっている。事務決裁規程に基づいた決裁をとること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後は起工伺いの作成及び事務決裁規程に基づいた決裁を徹底します。 	

監査の結果	措置の状況
<p>千早赤阪村空き家情報バンク運営業務について</p> <ul style="list-style-type: none"> メモ書きのような資料が簿冊に綴じられている。公文書とそうでないものを整理して保管すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後は書類等の整理整頓を徹底します。
<p>府外出張について</p> <ul style="list-style-type: none"> 研修等への参加の起案が簡易処理票で処理されている。府外出張については正式な起案用紙を用いて処理した方が良いのではないか。全庁的なルールを確認すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 全庁的なルールは設けていない状況がありました。今後、人事財政課において各課に正式な起案用紙を用いるよう通知を行います。監査でのご指摘以後は、正式な起案用紙を用いて決裁処理を行っています。

監査対象機関名	住民課	
監査実施年月日	令和元年9月20日（金）	
監査の結果	措置の状況	
環境条例検討委員会委員の報酬について ・委員会の報酬の支払いに関する決裁が作成されていない。委員会への出席の確認できる資料を添付し、決裁をとること。	<ul style="list-style-type: none"> 今後は委員報酬の支払いに関する決裁をとります。 	
人権啓発報償費について ・広報への人権コラムの掲載に関する報償について、太子町、河南町と併せて原稿を掲載しており、代表の太子町から原稿の作成を依頼しているが、3町村で依頼を合意した決裁を残したほうが良いのではないか。	<ul style="list-style-type: none"> 今後は3町村で依頼を合意した決裁を行うように改善します。 	
国民健康保険運営協議会委員の報酬について ・委員会の報酬の支払いに関する決裁が作成されていない。委員会への出席の確認できる資料を添付し、決裁をとること。	<ul style="list-style-type: none"> 今年度から委員報酬の支払いに関する決裁をとります。 	
府外出張について ・部落解放研究第52回全国集会への参加について、住民課長の出張復命書の決裁が課長決裁となっている。課長の出張に関する事項は命令権者である副村長の決裁をとること。 ・第33回人権啓発研究集会への参加について、出張の期間は3日間となっているが、日当は2日分しか支払っていない。開催は2日間であり、新潟までの出張のため、前泊していることになっているが、財政と日当の支払いについてどのような取り決めをしたのか確認すること。 ・府外出張に関する旅費は高額の旅費を職員に立て替えさせるのは負担が大きいため概算払いを認めてはどうか。	<ul style="list-style-type: none"> 今後、課長の復命は、命令権者である副村長の決裁をとります。 遠方での開催のため前泊になったが、午後遅くの出発であったため、業務として日当を支払うという認識が欠如し、事業開催2日分のみの支払いになっていました。前泊の日当は、支払うことになっているので、今後は適正に支出するよう改善をします。 急遽参加者に変更があったため、概算払いの事務処理が間に合いませんでした。今後は人事財政課とも協議し、概算払いの制度を活用します。 	

監査の結果	措置の状況
戸籍関連手数料について <ul style="list-style-type: none"> 朝と夕方の金庫のチェックをする人と会計へ金庫を受け渡す人が同じ担当となっている。別の担当者にチェックさせる体制を確保すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 朝と夕方の金庫のチェックをする人と、会計へ金庫を受け渡す人を、別の職員が行うようにします。また、そのことを記録に残すように改善します。
千早赤阪村環境条例策定支援業務について <ul style="list-style-type: none"> プロジェクトチームのリーダーの決裁において契約の設計変更を実施しているが、リーダーにそのような権限があるのか。リーダー、副リーダーの専決事項について確認すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 事務決裁規程にプロジェクトチームに関する規定は制定していませんでした。今後同様の事業がある場合は、現在の事務決裁規程に沿った決裁をとります。

行政監査指摘事項

監査対象機関名	総務課（税務）	
監査実施年月日	令和元年7月19日（金）	
監査の結果	措置の状況	
村税の滞納について <ul style="list-style-type: none"> ・納税通知書の送付や調定の決裁をとる際には、昨年度との比較ができるように調定額などの資料を添付すること。 ・総務課税務担当の常勤職員を村税条例施行規則第2条に基づき、村税の徴税吏員として委任しているが、非常勤職員も徴収業務を行うのであれば、委任したほうが良いのではないか。 <ul style="list-style-type: none"> ・債権管理担当として国民健康保険料、介護保険料等の滞納者の情報も把握し、村全体の滞納の徴収に努めること。 		
<p>・決裁時に確認できるように対応してまいります。</p> <p>・平成17年4月1日付け総税企第80号「地方税の徴収に係る合理化・効率化の推進に関する留意事項について」（総務省自治税務局企画課長発出）によると、『特別職の非常勤嘱託職員は、特別職であるため、罰則で担保された守秘義務や厳格な服務規律が適用されない。このため、強力な公権力の行使を担当し、納税者の秘密情報にも深く関わる徴税吏員の業務を担当させることは適当でないことから、徴税吏員への任命はできないものである』とされていますので、現状では徴収業務を担当する非常勤嘱託職員を徴税吏員として任命することは困難です。ただし、令和2年度に会計年度職員制度が導入されますので、制度の詳細を精査のうえ、任命の可否を検討してまいります。</p> <p>・平成31年3月及び令和元年10月に状況調査及び収入未済の繰越該当課にヒアリングを実施し、個々の滞納状況を把握したうえで財産調査の手法等助言しました。今後とも隨時各未収状況の把握に努め、助言等実施してまいります。</p>		